

問 合 せ 先	中区保険年金課 (504-2555)
	東区保険年金課 (568-7711)
	南区保険年金課 (250-8941)
	西区保険年金課 (532-0933)
	安佐南区保険年金課 (831-4929)
	安佐北区保険年金課 (819-3909)
	安芸区保険年金課 (821-4910)
	佐伯区保険年金課 (943-9712)

国民健康保険医療費の一部負担金の免除

1 支援策の内容

医療費の一部負担金を免除します。

2 対象者（要件等）

この度の災害により、世帯主が死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けた世帯

3 手続きの方法

区役所から交付される「国民健康保険一部負担金等免除証明書」（以下「免除証明書」という。）を医療機関等の窓口で提示していただくことで、一部負担金の支払いが免除されます。

免除証明書の交付は、あらかじめお住いの区役所保険年金課へ次のものをお持ちの上、申請してください。

- ① 被保険者証
- ② り災証明書等

4 その他

一部負担金の免除の期間は、免除申請又は初診の日の属する月の初日から3か月間ですが、当該免除期間を超えて免除を行う必要がある場合は再申請により、さらに3か月の延長が可能です。詳しくは区保険年金課にご相談ください。